

労働安全衛生法に基づく特別教育に係る

修了証の再交付・書替えについて

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部 北海道職業能力開発促進センターは、職業訓練の一環として、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく特別教育を実施しております。

特別教育の修了台帳の保存期間は**5年**です。これに伴い、特別教育修了者に対する修了証の再交付・書替えの申請の有効期間も、修了証交付から**5年間**となり、有効期間を過ぎた場合には再交付・書替えが受けられなくなっておりますので、ご注意ください。

※特別教育は、事業主が、労働者を法令で定める危険・有害な業務につかせるときに、当該業務に関する安全又は衛生のために行わなければならないものとされています。危険・有害な業務に係る取扱いの方法や科学的理論は、時代の経過とともに変化し、過去数年（概ね3年以上）前に特別教育を受けたことをもって事業主が特別教育を実施しないことは、安全又は衛生上危険であり、**事業主の指示のもと、改めて特別教育を受けた方が適切である**と考えられておりますので、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部

北海道職業能力開発促進センター

北海道札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL：011-640-8822